

メディカルベーシックプランのご案内

◆新医療保障保険(団体型)◆ (手術特約/家族特約/家族手術特約)

当プランは加入者数が多いほどスケールメリットにより、
掛金の負担が軽減される仕組みになっております。

この機会のお申込みをぜひご検討ください。

■ メディカルベーシックプランの6つの特徴 ■

- ① お手頃な掛金で、病気やケガによる入院・手術に備えることができます。
- ② 入院1日目から保障の対象となり、日帰り手術(※)も保障します。
※対象となる所定の手術については、「ご加入のみなさまへ(重要事項)」をご参照ください。
- ③ 保険期間は1年で、毎年保障の見直しができます。
- ④ 本人といっしょに配偶者、お子さまもお申込みになれます。
- ⑤ 医師の診査がなく、告知書の提出のみで簡単にお申込みになれます。
- ⑥ 商品付帯サービス「健康に関するサービス」を利用できます。

効力発生日(責任開始日)

2024年 7月 1日(月)

申込締切日

2024年 5月 17日(金)

申込書提出先

静岡県教職員生活協同組合

〒422-8033 静岡県駿河区登呂6丁目14番27号
TEL. 054-282-2140 FAX. 054-282-9992

詳しくは中面をご覧ください。



保障内容 (入院給付金日額 5,000 円の場合)

給付金の種類		このような場合にお支払いします！	下記の金額をお支払いします！
入院給付金	疾病入院給付金	病気で入院した場合	5,000 円×入院日数 1 入院のお支払いの限度は 60 日です。
	災害入院給付金	ケガで入院した場合	5,000 円×入院日数 1 入院のお支払いの限度は 60 日です。
手術給付金		所定の手術を受けた場合	5,000 円の 10・20・40 倍 (手術の種類に応じて)

・お支払いに関する詳細については、【給付金のお支払いについて】をご覧ください。

・この保険には死亡保険金はありません。

加入プランと月額掛金 1 入院の型:60 日型

		本人プラン			配偶者プラン		子どもプラン
加入申込書兼告知書に「記入いただく入院給付金日額です。」	入院給付金日額	8,000 円	5,000 円	3,000 円	5,000 円	3,000 円	3,000 円
	手術給付金額 (手術の種類に応じて)	8・16・32 万円	5・10・20 万円	3・6・12 万円	5・10・20 万円	3・6・12 万円	3・6・12 万円
年齢	18～19歳	1,000 円	655 円	425 円	575 円	345 円	3-22歳 一人につき 477円
	20～24歳	1,264 円	820 円	524 円	740 円	444 円	
	25～29歳	1,448 円	935 円	593 円	855 円	513 円	
	30～34歳	1,624 円	1,045 円	659 円	965 円	579 円	
	35～39歳	1,736 円	1,115 円	701 円	1,035 円	621 円	
	40～44歳	2,072 円	1,325 円	827 円	1,245 円	747 円	
	45～49歳	2,424 円	1,545 円	959 円	1,465 円	879 円	
	50～54歳	3,032 円	1,925 円	1,187 円	1,845 円	1,107 円	
	55～59歳	3,896 円	2,465 円	1,511 円	2,385 円	1,431 円	
	60～64歳	5,096 円	3,215 円	1,961 円	3,135 円	1,881 円	
	65～69歳	6,704 円	4,220 円	2,564 円	4,140 円	2,484 円	
	70～74歳	9,096 円	5,715 円	3,461 円	5,635 円	3,381 円	
75歳	12,240 円	7,680 円	4,640 円	7,600 円	4,560 円		

掛金について

- ①上記月額掛金は、本人の被保険者数が 20 人以上 99 人以下の場合の概算です。正規月額掛金については募集終了後に算出し、初回より適用します。
- ②上記掛金のうち、本人掛金のみ、月額保険料に制度運営費 80 円を加算しております。月額掛金は年齢により異なります。(男女同一です。)
- ③被保険者の年齢は 2024 年 7 月 1 日時点の保険年齢となります。保険年齢とは 2024 年 7 月 1 日時点の満年齢で計算し、1 年未満の端数については、6 カ月を超えるものは切り上げて 1 年とし、6 カ月以下のものは切り捨てます。(例) 50 歳=49 歳 6 カ月超～50 歳 6 カ月以下

加入資格 ※健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。

1. 本人：静岡県教職員生活協同組合の組合員で、申込日現在健康で正常に就業している方、かつ年齢が満18歳～75歳6カ月以下(2024年7月1日時点)の方。
2. 配偶者：上記「本人」と同一戸籍に記載されている配偶者で、申込日現在健康に生活している方、かつ年齢が満18歳～75歳6カ月以下(2024年7月1日時点)の方。
3. 子ども：上記「本人」と同一戸籍に記載されている子どもで、申込日現在健康に生活している方、かつ年齢が2歳6カ月超～22歳6カ月以下(2024年7月1日時点)の方。また、上記「本人」が加入する公的医療保険制度においてその被保険者の被扶養者であることが条件となります。

※配偶者・子どものみで加入することはできません。

※配偶者の入院給付金日額は、本人の入院給付金日額以下となります。

※加入資格を喪失した場合は、この保険から脱退となります。

※本人が脱退した場合には配偶者・子どもも脱退となります。

※加入資格のある子どもが2人以上いる場合は、その子どもを全員加入させてください。特定の子どもだけを加入させることはできません。

保険期間

2024年7月1日(責任開始日)～2025年6月30日までの1年間

中途加入の場合、原則申込日(毎月15日申込締切)の翌々月1日～2025年6月30日までです。

詳細につきましては、お申込みの際にお伝えします。(印鑑相違、申込書類不備の場合には、責任開始日が翌々月1日とは限りません。)

自動更新

一旦加入されますと、静岡県教職員生活協同組合の組合員であれば、更新時の健康状態にかかわらず、本人・配偶者ともに89歳6カ月まで、前年度の加入入院給付金日額と同額以内で更新いただけます。こどもの場合、22歳6カ月まで更新いただけます。

掛金の払込み

毎月の掛金の支払いは、預金口座振替依頼書の提出により、教職員生協からの引き落としになります。(毎月12日が振替日となります。当日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります。)

配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっております。

給付金のお支払状況などによっては配当金が0になる場合があります。

税法上の取扱 (2024年2月時点) *将来、税法等の改正により変更される可能性があります。

- 保険料(配当金があればそれを差し引いた額)は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。(所得税法第76条/地方税法第34条・第314条の2)
- 給付金は全額非課税となります。(所得税基本通達9-21)
※保険料とは、掛金より制度運営費を除いた額を指します。

給付金受取人

給付金(配偶者・こどもの給付金含む)受取人は、すべて加入資格に定める「本人」とします。

申込み手続き

別紙加入申込書兼告知書に必要事項を記入・押印のうえ、5月17日(金)必着で、静岡県教職員生活協同組合までご提出ください。

※必ず、「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」および「ご加入のみなさまへ(重要事項)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。

【給付金のお支払いについて】

給付種類	支払事由
疾病入院給付金	責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として入院を開始したとき
災害入院給付金	責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険期間中(ただし、不慮の事故の日から起算して180日以内)に治療を目的として入院を開始したとき
手術給付金	責任開始日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、治療を目的に保険期間中に所定の手術をしたとき

* 入院・手術は、医療法に定める日本国内にある病院・診療所(ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)またはそれと同等と認められる日本国外の医療施設における入院または手術に限ります。

* 疾病入院給付金と災害入院給付金の1入院に対するお支払いの限度はそれぞれ60日分で、通算してそれぞれ1,000日分が限度となります。お支払いの限度は更新前後を通算します。なお、支払事由に該当する入院を2回以上され、その原因が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときで、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の日」)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は1入院とみなします。この場合、「医学上重要な関係」とは病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。例)高血圧症とそれ起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患など

* 疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いいたしません。

* 同時に2種類以上の手術を受けられた場合、給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。

* 単なる縫合(傷口を縫う)処置、皮膚の良性腫瘍の摘出術、手足の指の骨折手術などお支払いの対象にならない手術があります。対象となる所定の手術については、「ご加入のみなさまへ(重要事項)」をご参照ください。

【契約内容登録制度のご案内】

新医療保障保険(団体型)にご加入された場合、生命保険制度が健全に運営され、入院給付金等の支払いが正しく確実に行われるよう、被保険者名、入院給付金日額等が一般社団法人生命保険協会に登録されます。

【生命保険募集人について】

生命保険募集人は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

【ご注意】

- 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
 - (1)告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除されたとき
 - (2)団体(契約者)から当会社に保険料のお払込みが行われずご契約が失効したとき
 - (3)次のいずれかにより、支払事由に該当したとき
 - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失(注1)
 - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・その被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者の薬物依存によるとき(災害入院給付金を除きます。)
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(注2)
- (注1) 家族特約、家族手術特約に加入されている場合には、その主契約の給付金受取人の故意または重大な過失によるときにも、給付金のお支払いはできません。
- (注2) その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- * (1)(2)(3)は手術特約、家族特約、家族手術特約にも適用します。
 - * 上記の他、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効などの場合にも給付金はお支払いできません。
 - * 上記は増額された場合の増額部分についても適用されます。
 - 法令等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。

【お知らせ】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(Tel:03-3286-2820)までお問い合わせください。なお、生命保険契約者保護機構に関すること以外のご質問については、引受保険会社へお問い合わせください。

商品付帯サービス コンシェルジュダイアルのご紹介

メディカルベーシックプランのご加入者は、次のサービスが受けられます。

健康に関するサービス

幅広い場面に応じた4つのコンシェルジュダイアルを設置。
ご相談内容に合わせて20以上の専門デスクにご案内します。

健康生活サポートダイアル

身体や心の悩みについて相談したい

治療時のサポートダイアル

治療や専門医の情報を知りたい

早期発見サポートダイアル

病気の予防や検査について相談したい

治療中・治療後のケアダイアル

治療中や治療後の悩みを解決できるサポートが知りたい

女性相談コンシェルジュ

女性のお客さまにご利用いただきやすいよう、
女性ヘルスカウンセラーが女性特有の身体や心のお悩みにお応えします
乳がんに関するあらゆる悩みに対応する「乳がんなんでも相談室」もご用意しています

商品付帯サービスの共通注意事項

- これらのサービスは、2024年2月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- メットライフ生命が委託ないし提携する各サービス会社が提供します。保険契約による保障とは異なります。
- これらのサービスにより生じた損害・損失については、メットライフ生命では責任を負いかねます。
- ご利用の際には諸条件があり、ご要望に沿えない場合がありますので、詳細はサービス利用時にお問い合わせください。
- サービス対象者は、被保険者およびその配偶者と1親等以内のご家族です。一部のサービスにおいては、被保険者のみが対象となります。
- サービスについての詳細および最新情報は、メットライフ生命のホームページでご確認ください。

治療中・治療後のケアダイアルの注意事項

- メットライフ生命の募集人およびコールセンターは各種サービスの詳細な内容や申込方法などのご案内を行っておりません。「治療中・治療後のケアダイアル」にお問い合わせください。

女性相談コンシェルジュの注意事項

- 相談内容により対応する専門デスクが異なるため、各デスク対応時間内におかけ直しをお願いする場合があります。
- 相談内容や対応する専門デスクにより、利用対象者が異なる場合があります。
- 電話受付は男性のオペレーターが対応する場合があります。また、ご相談内容によっては女性ヘルスカウンセラーから転送され、男性の専門家がご相談に応じることもあります。

お問い合わせ先(生命保険募集人)

メットライフ生命保険株式会社 浜松エイジェンシーオフィス
〒430-0946
静岡県浜松市中央区元城町115-10 元城町共同ビル 3F
TEL: 053-452-5501 <担当> 西山 弥生

引受保険会社

メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー



I 契約内容登録制度について(医療保障保険契約内容登録制度)

『あなたのご契約内容が登録されます。』

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社など」といいます)とともに、新医療保障保険(団体型)または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます)のお引き受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、医療保障保険契約のお引き受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引き受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引き受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、当社にお問い合わせください。

ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

登録事項

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2)保険契約の種類(新医療保障保険(団体型)・医療保障保険(団体型・個人型))
- (3)治療給付率
- (4)入院給付金日額
- (5)保険契約の種類が新医療保障保険(団体型)または医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします)
- (7)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、

一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「会員会社(加盟会社)一覧」をご参照ください。

※「医療保障保険契約内容登録制度」の最新の内容については、当社ホームページをご確認ください。

(www.metlife.co.jp/about/governance/privacy-policy/registration-medical/)

II 主契約のお支払いについて

1. 保険期間中、次の支払事由に該当された場合に、給付金または保険金をお支払いします。

名 称	支払事由(支払限度)	支払額	受取人
疾病入院給付金	疾病により入院されたとき (1入院120日限度*・通算して1,000日限度)	その被保険者について定められた入院給付金日額 ×入院日数	給付金受取人
災害入院給付金	災害により入院されたとき (1入院120日限度*・通算して1,000日限度)	その被保険者について定められた入院給付金日額 ×入院日数	給付金受取人
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額	死亡保険金受取人

*上記は1入院の支払限度の型が120日型の場合です。60日型の場合は60日限度、1,000日型の場合は1,000日限度となります。

・お支払の限度は更新前後を通算します。

・家族特約にご加入されている場合、配偶者やお子様も同様の給付が受けられます。

・災害入院不担保特約が付加されている場合、災害入院給付金のお支払いはありません。

2. 入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

入院の条件	備考
責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。	この保険契約の更新後に、責任開始日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、責任開始日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は、責任開始日以後の原因によるものとみなします。
傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。 ・医師(当社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ)が必要であり、かつ、自宅など(老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設などを含みます)での治療が困難なため、下記に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。	治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術などによる入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
次の①から③のいずれかに該当する病院または診療所における入院であること。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 ②四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が特に認めた柔道整復師法に定める日本国内にある施術所に収容された場合には、その施術所 ③①、②の場合と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設	

3. 給付金の支払いに関する補足

疾病入院給付金について

- 疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故(ただし、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院)、不慮の事故以外の外因による傷害、異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。この場合、「医学上重要な関係」とは病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。
例) 高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患など
ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- 疾病を直接の原因とする入院を開始した時に、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

災害入院給付金について

- 災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限ります。
- 2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下「主たる不慮の事故」といいます)に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下「異なる不慮の事故」といいます)に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。

その他

- 入院中に、疾病入院給付金と災害入院給付金の支払われる期間が重複する場合には、当社は、その重複する期間について疾病入院給付金と災害入院給付金を重複して支払いません。この場合、その入院開始の直接の原因に応じて、疾病入院給付金または災害入院給付金を支払います。
- 前項に規定する入院中に保険期間が満了し、保険契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

III 各種特約のお支払いについて

1. ご加入されている特約により、保険期間中次の支払事由に該当された場合に、給付金をお支払いします。

名称	支払事由(支払限度)	支払額	受取人
治療給付金 (治療給付特約)	入院されたとき (1入院につき通算124日目の属する月の末日まで)	公的医療保険制度における一部負担割合・診療報酬点数に応じた一定の給付金額	給付金受取人
手術給付金 (手術特約)	所定の手術を受けたとき (お支払いの回数に制限はありません。ただし、一部の手術(ファイバースコープ手術など)は60日間に1回の給付限度があります)	手術の種類に応じて、その被保険者について定められた入院給付金日額の10倍・20倍・40倍	給付金受取人
特定疾病診断給付金 (特定疾病給付特約)	ガン(悪性新生物)*・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になったとき(お支払いの回数はそれぞれにつき1回となります) *ただし、上皮内ガン、悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く。	その被保険者について定められた特約給付金額	給付金受取人

・お支払の限度は更新前後を通算します。

・家族治療給付特約、家族手術特約に加入されている場合、配偶者やお子様も同様の給付が受けられます。

・家族特定疾病給付特約に加入されている場合、配偶者も同様の給付が受けられます(お子様は家族特定疾病給付特約加入の対象外です)。

2. 特約給付金の支払いに関する補足

(1) 治療給付金について

保険期間中入院された場合に、公的医療保険制度における一部負担割合・診療報酬点数に応じた一定の給付金額を給付金受取人にお支払いします。なお、入院とは次のすべての条件を満たすことを必要とします。

入院の条件	備考
責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。	この特約の更新後に、責任開始前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は、責任開始日以後の原因によるものとみなします。
傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。 ・医師(当社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ)が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、下記に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。	治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術などによる入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
次のいずれかに該当する病院または診療所における入院であること。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます) ②①の場合と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設	

- ①治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、治療給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- ②前項に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了し、この特約が更新されない場合には、この特約の保険期間満了後のその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- ③治療給付金の支払事由に該当する入院は、公的医療保険制度によって保険給付の対象となる入院に限ります。
したがって、自由診療、労災(労働者災害補償保険)の適用、自賠責(自動車損害賠償責任保険)の適用などによる入院はお支払いの対象とはなりません。
公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
・健康保険法 ・国民健康保険法 ・国家公務員共済組合法 ・地方公務員等共済組合法 ・私立学校教職員共済法 ・船員保険法 ・高齢者の医療の確保に関する法律

(2) 手術給付金について

- ①責任開始日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、治療を目的に保険期間中に **別表1** に定める手術を受けられたときにお支払いします。
- ②同時に2種類以上の手術を受けられた場合、**別表1** に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。

(3) 特定疾病診断給付金について

①悪性新生物診断給付金

責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日(悪性新生物責任開始日)以後のこの特約の保険期間中に悪性新生物責任開始日前を含めて初めて **別表2** に定める悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります)にお支払いします。

※責任開始日からその日を含めて90日間の不てん補期間(保障されない期間)があります。

※悪性新生物責任開始日前までに上皮内ガン、皮膚ガン(悪性黒色腫を除きます)以外の悪性新生物と診断確定され、悪性新生物診断給付金が支払われない場合、診断確定日よりその日を含めて6ヵ月以内に契約者から申し出があったときは、その被保険者の特定疾病給付特約を無効とします。

②急性心筋梗塞診断給付金

この特約の責任開始日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に **別表2** に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたときにお支払いします。

③脳卒中診断給付金

責任開始日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に **別表2** に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたときにお支払いします。

Ⅳ 給付金・保険金をお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。

- (1) 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除されたとき
- (2) 団体(契約者)から当社に保険料のお払込みが行われずご契約が失効したとき
- (3) 次のいずれかにより、支払事由に該当したとき

①給付金について

- ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失(注1)
- ・その被保険者の犯罪行為
- ・その被保険者の精神障害を原因とする事故
- ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ・その被保険者の薬物依存(災害入院給付金を除きます)
- ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(注2)

(注1) 家族特約、家族治療給付特約、家族手術特約は、その主契約の給付金受取人の故意または重大な過失によるときにも、給付金はお支払いできません。

(注2) その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

②死亡保険金について

- ・その被保険者の責任開始日から起算して1年以内の自殺
- ・保険契約者または死亡保険金受取人の故意
- ・戦争その他の変乱(注3)

(注3) その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

※(1)(2)(3)は手術特約・治療給付特約・家族特約・家族手術特約・家族治療給付特約にも適用します。また、(1)(2)は特定疾病給付特約・家族特定疾病給付特約にも適用します。

※上記の他、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取り消し、不法取得目的による無効などの場合にも給付金・保険金はお支払いできません。

※上記は増額された場合の増額部分についても適用されます。

※法令などの改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。

別表1 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率	手術の種類	給付倍率	手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術		§消化器の手術		§感覚器・視器の手術	
1. 植皮術(25cm ² 未満は除く)	20	26. 耳下腺腫瘍摘出術	20	60. 眼瞼下垂症手術	10
2. 乳房切断術	20	27. 顎下腺腫瘍摘出術	10	61. 涙小管形成術	10
§筋骨の手術(抜釘術は除く)		28. 食道離断術	40	62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
3. 骨移植術	20	29. 胃切除術	40	63. 結膜嚢形成術	10
4. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	20	30. その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの)	20	64. 角膜移植術	10
5. 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く)	20	31. 腹膜炎手術	20	65. 観血的乳房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
6. 鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く)	10	32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20	66. 虹彩前後癒着剥離術	10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	20	33. ヘルニア根本手術	10	67. 緑内障観血手術	20
8. 脊椎・骨盤観血手術	20	34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10	68. 白内障・水晶体観血手術	20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10	35. 直腸脱根本手術	20	69. 硝子体観血手術	10
10. 四肢切断術(手指・足指を除く)	20	36. その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	20	70. 網膜剥離症手術	10
11. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの)	20	37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみは除く)	10	71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10
12. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く)	10	§尿・性器の手術		72. 眼球摘除術・組織充填術	20
13. 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	10	38. 腎移植手術(受容者に限る)	40	73. 眼窩腫瘍摘出術	20
§呼吸器・胸部の手術		39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱・観血手術(経尿道的操作は除く)	20	74. 眼筋移植術	10
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10	40. 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	20	§感覚器・聴器の手術	
15. 喉頭全摘除術	20	41. 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	20	75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの)	20	42. 陰茎切断術	40	76. 乳様洞閉閉術	10
17. 胸郭形成術	20	43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20	77. 中耳根本手術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40	44. 陰嚢水腫根本手術	10	78. 内耳観血手術	20
§循環器・脾の手術		45. 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く)	40	79. 聴神経腫瘍摘出術	40
19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	20	46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10	§悪性新生物の手術	
20. 静脈瘤根本手術	10	47. 帝王切開娩出術	10	80. 悪性新生物根治手術	40
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	40	48. 子宮外妊娠手術	20	81. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10
22. 心膜切開・縫合術	20	49. 子宮脱・膣脱手術	20	82. その他の悪性新生物手術	20
23. 直視下心臓内手術	40	50. その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く)	20	§上記以外の手術	
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20	51. 卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く)	20	83. 上記以外の開頭術	20
25. 脾摘除術	20	52. その他の卵管・卵巣手術	10	84. 上記以外の開胸術	20
		§内分泌器の手術		85. 上記以外の開腹術	10
		53. 下垂体腫瘍摘除術	40	86. 衝撃波による体内結石破碎術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
		54. 甲状腺手術	20	87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10
		55. 副腎全摘除術	20	§新生物根治放射線照射	
		§神経の手術		88. 新生物根治放射線照射(5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10
		56. 頭蓋内観血手術	40		
		57. 神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術)	20		
		58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40		
		59. 脊髄硬膜内外観血手術	20		

別表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中、悪性新生物の定義

疾病名	疾病の定義
1. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
2. 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱産症状を引き起こした疾病
3. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病(ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く)

V 給付金・保険金のご請求について

給付金・保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに団体へご連絡ください。なお、請求書類は、団体に用意してあります。団体を経由して当社へご提出ください。

請求書類は、次のとおりです。 *一部下記書類の提出の省略などを認める場合があります。

項 目		必 要 書 類
主契約	入院給付金	(ア)当社所定の入院給付金支払請求書 (イ)当社所定の様式による医師の診断書 (ウ)当社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (エ)被保険者の住民票 (オ)入院給付金受取人の戸籍抄本 (カ)入院給付金受取人の印鑑証明書 (キ)不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
	死亡保険金	(ア)当社所定の死亡保険金支払請求書 (イ)当社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、当社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書) (ウ)被保険者の住民票 (エ)死亡保険金受取人の戸籍抄本 (オ)死亡保険金受取人の印鑑証明書
特約	治療給付金	(ア)当社所定の治療給付金支払請求書 (イ)当社所定の様式による医師の診断書 (ウ)当社所定の様式による入院した病院または診療所の入院および診療報酬点数証明書 (エ)被保険者の住民票 (オ)治療給付金受取人の戸籍抄本 (カ)治療給付金受取人の印鑑証明書 (キ)不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
	手術給付金	(ア)当社所定の手術給付金支払請求書 (イ)当社所定の様式による医師の診断書 (ウ)当社所定の様式による手術証明書 (エ)被保険者の住民票 (オ)手術給付金受取人の戸籍抄本 (カ)手術給付金受取人の印鑑証明書 (キ)不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
	特定疾病診断給付金	(ア)当社所定の特定疾病診断給付金支払請求書 (イ)当社所定の様式による医師の診断書 (ウ)被保険者の住民票 (エ)特定疾病診断給付金受取人(代理受領のときは代理人)の戸籍抄本 (オ)特定疾病診断給付金受取人(代理受領のときは代理人)の印鑑証明書

ご注意

保険金・給付金のご請求は、これらの権利を行使できる時から3年間を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

当社は、上記書類の一部について、提出の省略などを認める場合があります。

当社が必要と認めたときには、上記以外の書類の提出をお願いし、または事実の確認に伺う場合があります。

・受取人が未成年のとき

- (1) 保険金・給付金請求書に親権者(実父母または養父母)、親権者のいない時はその後見人の連署押印を要します。
- (2) 上記の場合、親権者・後見人が判る戸籍抄本と親権者・後見人の印鑑証明書をご提出ください。

特定疾病給付特約の代理請求規定について

代理人が給付金の請求を行うことができます。

特定疾病診断給付金の受取人が被保険者である場合で、被保険者が特定疾病診断給付金を請求できない特別な事情があり、かつ、保険契約者から被保険者の同意を得てあらかじめ申出があった場合には、その被保険者と同居またはその被保険者と生計を一にしているその被保険者の戸籍上の配偶者(配偶者がいない場合には、その被保険者と同居またはその被保険者と生計を一にしている3親等以内の親族)が、その事情を示す書類他所定の書類を提出して、当社の承諾を得て、特定疾病診断給付金の受取人の代理人として特定疾病診断給付金を請求することができます。

VI 保険会社からのお願い

- ・被保険者の改姓、ご家族の異動や死亡保険金の受取人の変更などの場合には、すみやかに団体を経由して当社へお知らせください。
- ・ご加入の内容などのお問合わせやご相談は、団体もしくは当社の最寄りのオフィス、支社または営業所にお申し出ください。



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp

ご契約内容〔契約概要〕

お願い

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入（増額）の前に、必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、ここでは、ご契約内容の概要や代表事例を示しています。お申し込みの際には、必ず具体的なご契約内容が表示されている「パンフレット」および中面の「注意喚起情報」をあわせてご参照ください。

保険の名称

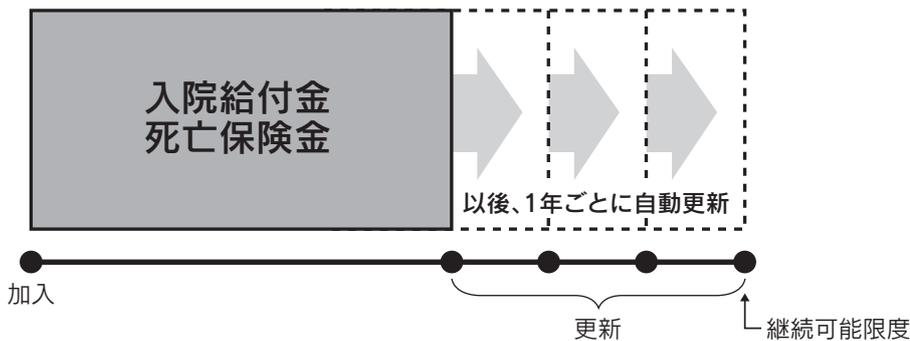
この保険の正式名称は、「新医療保障保険（団体型）」です。

※特約が付加されている場合、特約を含めた名称がパンフレットに記載されています。ご確認ください。

保険の特徴

この保険は、企業・団体の従業員などを対象とし、病気やケガによる所定の入院などの保障を確保するために、企業・団体を契約者として運営する、保険期間1年の定期保険です。所定の加入対象者であれば更新によりパンフレットに記載の継続可能限度までご継続が可能です。

更新のイメージ



- ・保険料をお払い込みいただく期間は保険期間と同じです。
- ・加入できる保険金額・給付金額、保険金・給付金のお支払いなどについては、パンフレットに記載されていますのでご覧ください。
- ・死亡保険金がないご契約もあります。パンフレットにて十分ご確認ください。

保険期間

保険期間は1年間で、保障開始日（責任開始日）はパンフレットに記載のとおりです。

- ・特段のお申し出がない場合には、以後前年と同内容で自動的に更新されます。
- ・継続可能限度が設定されている場合があります。パンフレットにて十分ご確認ください。

（注）継続可能限度を超過した場合は、継続できず、脱退となります。

保険料

保険料は、契約時および毎年の更新時の被保険者数に基づき、契約ごとに算出し（以後1年間）適用されます。また、払込方法、払込経路なども契約ごとに異なります。パンフレットにて十分ご確認ください。

配当金

この保険は、毎年団体ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、引受保険会社の前年度の決算実績および団体の加入状況などの一定の基準に基づいて計算した配当金を契約者にお支払いするしくみになっています。

したがって、将来お支払いする配当金は変動し、0となる可能性もあります。

返戻金・満期保険金

この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による満期保険金はありません。

主な支払事由

保険金・給付金をお支払いする場合の主な事由は、以下のとおりです。いずれも保険期間中に該当した場合に限ります。実際のお支払いの決定は、保険金・給付金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断します。

※増額の場合の増額部分については、「加入」を「増額」と読み替えます。

- ・入院給付金(疾病入院給付金・災害入院給付金)
加入日以後に生じた病気やケガを原因として入院した場合
- ・死亡保険金
死亡した場合
- ・その他特約給付金
その他特約が付加されている場合は、パンフレットにその保障内容(支払事由)を記載しています。
該当箇所を十分ご確認ください。

注意事項

- * 入院給付金は入院初日からお支払いします。
- * 入院給付金のお支払限度はパンフレットに記載されています。該当箇所をご確認ください。
なお、通算のお支払限度は、1,000日(疾病入院、災害入院それぞれにつき)となります。
- * 保険金・給付金のご請求は、これらの権利を行使できる時から3年間を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- * 法令などの改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。

保険金・給付金をお支払いできない場合

『特に重要なお知らせ』(本書面4ページ)に、保険金・給付金をお支払いできない場合の代表例が記載されています。必ずご確認ください。

契約内容登録制度のご案内

新医療保障保険(団体型)に加入された場合、生命保険制度が健全に運営され、給付金の支払いが正しく確実に行われるよう、被保険者名、入院給付金日額などが、(一社)生命保険協会に登録されます。

この制度に関する相談などについて	パンフレットに記載の「お問い合わせ先」へご連絡ください。
当社の生命保険業務に関する質問、相談、ならびに苦情について	お客さま相談室 0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)
引受保険会社(事務幹事会社)	この保険の引受保険会社は、メットライフ生命保険株式会社です。

特に重要なお知らせ〔注意喚起情報〕

お願い

この「注意喚起情報」は、ご加入（増額）のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。ご加入（増額）の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、その他詳細については、パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

告知に関する重要事項

当社が書面でおたずねすることがらについて、ありのままを告知ください（告知義務）。

以下の事項は告知をする際の重要事項ですので、告知をする前に、必ずご確認ください。

- ・現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。
生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方などが無条件で加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申し込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態などについて「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
 - ・生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）・契約者の職員などは告知受領権がなく、口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。告知をされる場合は、生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。
 - ・当社では、ご契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応をしています。傷病歴などがある場合でも、その内容によってはお引き受けできることがありますので、ありのままを正確に告知ください（お引き受けできないことや「特定疾病や特定部位の不担保」などの特別な条件をつけてお引き受けすることもあります）。
 - ・告知いただくことからは、「告知書」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合、「告知義務違反」としてご契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されることがあり、保険金・給付金が支払われない場合があります。
- ※上記の場合以外にも、ご加入時の状況などにより、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知されなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取り消しとなる場合があります。また、取り消しとなった場合にはすでに払い込まれた保険料について返金されません）。
- ※告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社のご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社のご契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することができます。

加入（増額）にあたっての重要事項

ご加入のお申し込みの撤回などに関する事項（クーリング・オフ）

この保険は団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申し込みには、クーリング・オフの適用がありません。

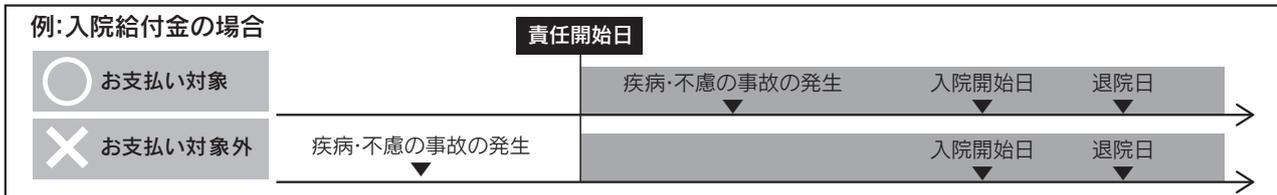
責任開始について

提出された加入申込書（告知書）に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「保障開始日」からご契約上の責任を負います。

なお、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約へのご加入を決定（承諾）する権限（代理権）はありませんので、お客さまからのご加入のお申し込みに対して引受保険会社が承諾することが必要です。

保険金・給付金をお支払いできない場合(代表例)

- (注)増額の場合の増額部分については、「加入」を「増額」と読み替えます。増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金・給付金が支払われません。
- ・契約者または被保険者がご加入の際に、故意または重大な過失により、当社が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げ、契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - ・契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取る目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - ・契約者から当社に保険料の払い込みがなされず契約が失効し、失効日以後に支払事由が生じたとき
 - ・ご加入の際に契約者または被保険者に詐欺の行為があり、契約の全部またはその被保険者に対する部分が取り消しとなったとき
 - ・ご加入の際に契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得する目的または保険金・給付金を他人に不法に取得させる目的があり、契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効となったとき
 - ・支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がないとき
 - ・入院給付金・手術給付金・治療給付金について
 - ①契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑦被保険者の薬物依存(災害入院給付金は除きます) など
 - ・死亡保険金について
 - ①加入日から起算して1年以内の被保険者の自殺 ②契約者の故意 ③死亡保険金受取人の故意 など
 - ・給付金については、加入(責任開始)日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合はお支払いの対象となりません。なお、その傷病や不慮の事故などについて告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。



その他特約が付加されているときも保険金・給付金が支払われない場合があります。パンフレットに記載していますので十分ご確認ください。

保険金・給付金のお支払いについて

保険金・給付金のご請求は、団体(ご契約者)経由でしていただく必要がありますので、保険金・給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット・引受保険会社のホームページにも記載していますので、あわせてご確認ください。保険金・給付金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

返戻金について

この保険には、被保険者の脱退による返戻金はありません。

保険金・給付金の削減・生命保険契約者保護機構

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社(引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています)が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(tel: 03-3286-2820)まで、お問い合わせください。

生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス; <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp